

町田市スポーツ推進計画 骨子（案）

【計画骨子とその概要】

（計画骨子案）

はじめに.....	3
第1章 スポーツ推進計画策定にあたって.....	3
1. 計画策定の主旨.....	3
2. 計画策定の背景.....	4
(1) 社会状況の変化と課題.....	4
(2) 国の動向.....	4
(3) 都の動向.....	5
(4) 町田市のスポーツ施策等に関する動向.....	5
3. 計画の位置づけ.....	6
4. 本計画における「スポーツ」の範囲.....	6
5. 計画の期間.....	6
6. 計画の構成.....	7
第2章 計画の基本的な考え方.....	8
1. スポーツ推進の基本理念.....	8
2. スポーツ推進の全体像.....	8
3. 達成目標の目安（数値目標）.....	9
第3章 スポーツ推進施策.....	10
1. スポーツ推進の考え方.....	10

(1) 具体的な事業の展開	10
(2) ライフステージ別スポーツの推進	10
(3) 役割分担の明確化	10
(4) モデル事業の実施	10
2. 地域におけるスポーツの推進	10
(1) 子どものスポーツ推進	10
(2) 働き盛り・子育て世代のスポーツ推進	11
(3) 高齢者や障がい者のスポーツ推進	11
3. ホームタウンチームへの支援と協働	11
4. スポーツ環境の整備	11
(1) 市民スポーツの環境づくり	11
(2) トップスポーツの環境づくり	11
(3) スポーツのまちづくり	11
第4章 具体的な展開	12
1. 地域におけるスポーツの推進	12
2. ホームタウンチームへの支援と協働	12
3. スポーツ環境の整備	12
第5章 計画の推進にあたって	13
1. 計画の推進と進行管理	13
2. 計画推進のための財源確保	13
3. 町田市スポーツ推進審議会への報告	13

（計 画 概 要）

はじめに

（市長のあいさつ文）

第 1 章 スポーツ推進計画策定にあたって

1. 計画策定の主旨

スポーツの重要性

*スポーツは、人々に大きな感動や楽しみをもたらす世界共通の文化であるとともに、健康長寿、人格の形成、地域の活性化など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない存在である。

これまでの町田市 取り組みの概要

*これまで町田市では、「町田市スポーツ振興計画」（2009年12月策定、計画期間10年間）に基づき、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツをしたり、みたり、親しむことのできる環境づくりに関する「スポーツに親しめる環境の創出」をはじめ、「地域のつながりと健康寿命の向上」、「魅力的で活力あるまちの創出」を目指し、スポーツ振興を進めてきた。

計画改定の理由

*スポーツ推進計画の策定にあたっては、スポーツ振興計画は10年間の計画期間の概ね中間年で見直しを予定していること、計画期間中に予定されていた大きなイベント「スポーツ祭東京2013」が2013年度に無事開催されるに至ったこと、さらには、国において「スポーツ基本法」が制定され、2012年3月に国の「スポーツ基本計画」、2013年3月に東京都の「スポーツ推進計画」が策定されたことにより、町田市においても新たな推進計画の策定が求められている。

スポーツ推進計画 策定の主旨

*本推進計画は、スポーツ基本法ならびに2013年4月1日に制定した「町田市スポーツ推進条例」に示される理念に基づき、市の責務ならびに市民等の役割を具体的に示すとともに、スポーツに関する施策を総合的にかつ計画的に推進するために策定する。

2. 計画策定の背景

（1）社会状況の変化と課題

*ライフスタイルの多様化や少子・高齢化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、市民との協働の推進、地域コミュニティの再構築、ノーマライゼーションの推進などの取り組みが求められている。

※総務省「国勢調査（人口、高齢化率）」

*昭和60年頃から子どもの体力・運動能力の低下傾向にあるとともに、自分の身体をコントロールする能力の低下も指摘されている。子どもが運動不足になっている直接的な原因として、①学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による、外遊びやスポーツ活動時間の減少、②空き地や生活道路といった子ども達の手軽な遊び場の減少、③少子化や、学校外の学習活動などによる仲間の減少が挙げられている。

※文部科学省「体力・運動能力調査」

*肥満などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっている。30～60歳代男性の約3割に肥満がみられ、20歳代を除いた全年齢層においても肥満が増えている。

※厚生労働省「国民健康・栄養調査」

*2013年度に東京国体が終了し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたスポーツの盛り上がりを見せており、競技スポーツのみならず、一般市民のスポーツをする人、みる人、支える人への参画が課題となる。

（2）国の動向

スポーツ立国戦略

*文部科学省では、今後のわが国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を2010年に策定した。本戦略は、わが国の新たなスポーツ文化の確立を目指し、①人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視、②連携・協働の推進の2点を基本的な考え方として、今後10年間で実施すべき5つの重点戦略などを定めた。

スポーツ基本法

*さらにこの戦略を基に、「スポーツ基本法」が2011年に制定され、スポーツに関する基本理念、総合的かつ計画的に施策を推進するための基本となる事項を定めた。「スポーツ権」の確立、スポーツの多面的な役割（青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・活力創造、国際的地位向上）が明確化された。指導者等の養成、スポーツ施設の整備、学校施設の利用、スポーツ事故の防止といった基礎的条件の整備等のほか、スポーツ事業への支援やスポーツ行事の実施及び奨励等といった多様なスポーツの機会のための環境整備などが基本施策として示されている。

スポーツ基本計画

*基本法に基づき、文部科学省により「スポーツ基本計画」が2012年3月に策定された。今後10年間の基本方針と現状と課題を踏まえた5年間の計画であり、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境

を整備することとしている。

（3）都の動向

東京都スポーツ推進計画

*東京都では、「東京都スポーツ振興基本計画」（2008年7月策定）に基づき、様々な取り組みを進めてきた。2011年の基本法の制定を受け、計画を改定して「東京都スポーツ推進計画」を2013年3月に策定した。基本理念「スポーツの力を すべての人に」の下、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化するスポーツ都市東京の実現を目指している。

東京都障害者スポーツ振興計画

*行政計画としては初めてとなる「東京都障害者スポーツ振興計画」を2012年3月に策定、「東京都スポーツ推進計画」と相互に連携させて、障がい者スポーツと一般スポーツの施策を一体的に展開し、誰もがスポーツを楽しめる環境整備を進めることとしている。

（4）町田市のスポーツ施策等に関する動向

現行計画「町田市スポーツ振興計画」

*2009年12月にスポーツ振興法（スポーツ基本法に全部改正）に基づき、2009年度を初年度として2018年度を最終年度とする10年間の「町田市スポーツ振興計画」を策定。中間年で計画や目標を見直すこととしている。地域スポーツの活性化やホームタウンチームの活躍に向けた支援策等の施策を実施した。

町田市スポーツ推進条例

*スポーツ基本法の制定を受け、「町田市スポーツ推進条例」を2013年3月に制定した。「町田市」としてのスポーツ推進に対する基本理念と市（行政）、市民等、スポーツ関連団体、ホームタウンチームそれぞれの役割と4者の連携協力ならびにスポーツ推進計画の策定を規定、基本法第31条に基づき、「町田市スポーツ推進審議会」の設置。

町田市スポーツ推進にかかわる上位計画

*上位計画としては、将来の町田市のあるべき姿を見据えた「まちだ未来づくりプラン」（2012年度～2021年度）があり、スポーツ施策は、「基本目標Ⅲ 賑わいのあるまちをつくる」に位置づけられている。また、「まちだ未来づくりプラン」の実現に向けて、具体的な事業と取り組みを総合的かつ計画的に進めるための5ヵ年計画（2012～2016年度）である「町田市新5ヵ年計画」が策定されている。「町田市新5ヵ年計画」では「政策2 誰もがスポーツを楽しめる環境をつくる」に位置づけられており、誰もがスポーツに親しむことができるよう、市民のスポーツ活動の振興や、トップレベルのスポーツを楽しむ環境づくりに取り組むこととしている。

3. 計画の位置づけ

- *本計画は、町田市スポーツ推進条例に基づき、「町田市スポーツ振興計画」の取り組みを踏襲しつつ、市民スポーツの普及・推進ならびにトップスポーツの支援を2つの戦略的な柱としてスポーツを推進する。スポーツ基本法に基づき名称を「町田市スポーツ振興計画」から「町田市スポーツ推進計画」とした。
- *本計画は、町田市の中・長期計画である「まちだ未来づくりプラン」及び「町田市新5ヵ年計画」をはじめとした関連する個別計画との連携・調整を図りながら、各計画に共通する今後の施策の方向性などを明らかにするスポーツに関する基本的な計画として位置づける。

4. 本計画における「スポーツ」の範囲

- *本計画では、「スポーツ」の範囲を、勝敗や記録を競い、それを目的とした競技スポーツから、ニュースポーツやストレッチ、ウォーキングなど、健康づくりやレクリエーションとしてのスポーツまでも含むものとする。
- *また、自らが身体を動かす「する」スポーツだけでなく、観戦などの「みる」スポーツや、スポーツを支えるための、情報提供、健康管理や安全確保などを含むスポーツ指導やボランティア活動もスポーツ活動としてとらえている。
- *施策の展開においては、スポーツを「市民スポーツ」と「トップスポーツ」に分けて考える。前者は、記録や勝敗を争う競技スポーツから体を軽く動かすことや、気分転換のための軽い運動・体操・遊びまでを含むものであり、後者は、ホームタウンチームや世界レベル、全国レベルで活躍している選手または団体及びその活動を指す。

5. 計画の期間

計画期間は2014年度から2018年度までの5年間とする。

6. 計画の構成

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

「町田市スポーツ推進計画」の策定にあたって、その背景や社会環境の変化を整理し、計画策定に関する基本的な考え方や方向性を示している。

第2章 計画の基本的な考え方

町田市の今後のスポーツ推進における将来の姿ならびに町田市スポーツ推進条例に基づく基本理念を示す。また、本計画期間中の目標を示す。

（基本理念）

- [1] 環境の整備及び魅力ある地域社会の形成
- [2] スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上
- [3] 市、市民等、ホームタウンチームやスポーツ関連団体による相互の信頼の下の連携、協力

将来の姿

スポーツで人とまちが一つになる

第3章 スポーツ推進施策

第2章で示したスポーツ推進における将来の姿及び基本理念の実現に向け、3つの施策方向に基づいて、現状と課題を踏まえて、今後の目標と具体的な施策の展開を示す。

1. 地域におけるスポーツの推進

2. ホームタウンチームへの支援と協働

3. スポーツ環境の整備

第4章 具体的な展開

第3章で示したスポーツ推進施策について、具体的な事業展開や各事業と関連する推進主体及び連携主体との役割分担を示す。

第5章 計画の推進にあたって

本計画を推進するための体制、財源確保、及び報告・意見聴取の方向性を示す。

第2章 計画の基本的な考え方

1. スポーツ推進の基本理念

町田市スポーツ推進条例の基本理念から以下の通りである。

- [1] 環境の整備及び魅力ある地域社会の形成
- [2] スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上
- [3] 市、市民等、ホームタウンチームやスポーツ関連団体による相互の信頼の下の連携、協力

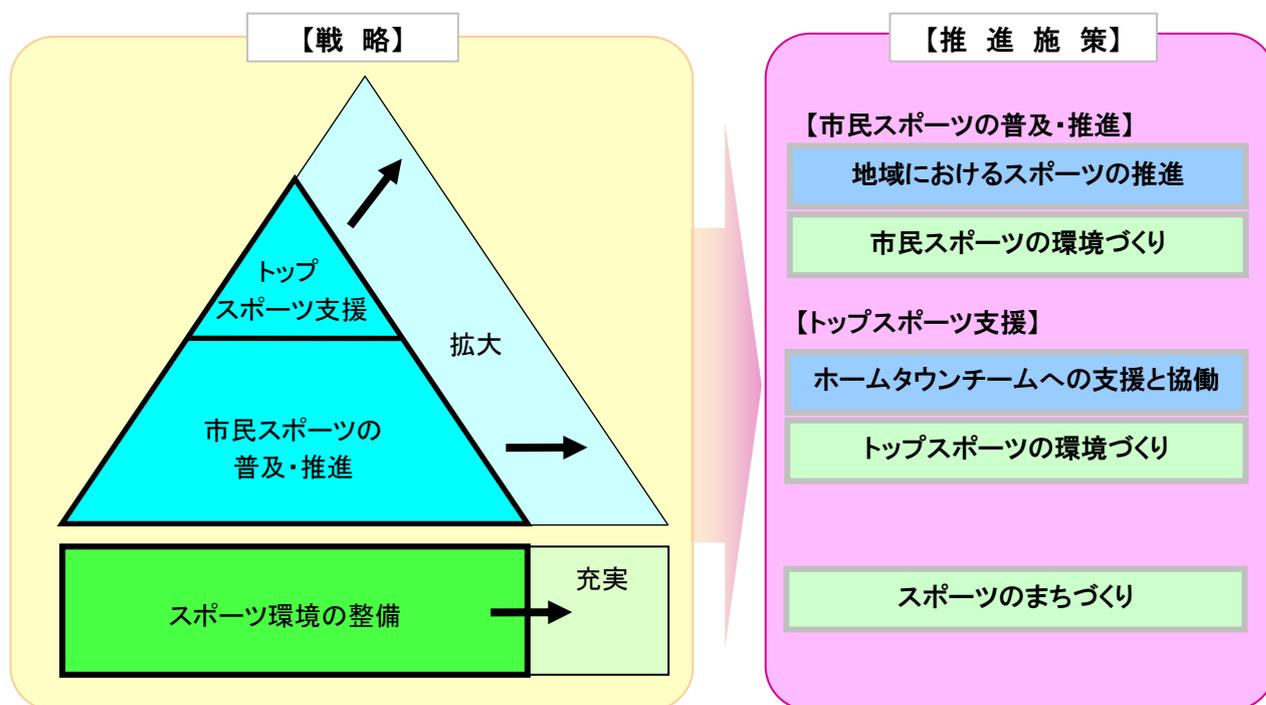
このスポーツ推進計画の基本理念に基づき、将来の姿として、「スポーツで人とまちが一つになる」と定める。

将来の姿： スポーツで人とまちが一つになる

2. スポーツ推進の全体像

本計画では、戦略の2つの柱である「市民スポーツの普及・推進」と「トップスポーツ支援」を両輪として、スポーツを推進する。

これら2つの戦略の柱は、スポーツ環境の整備とともにそれぞれ推進施策を展開していく。



3. 達成目標の目安（数値目標）

達成目標1. 多くの市民がスポーツに日常的に取り組んでいます。

■指標：運動やスポーツを行う機会を持てた市民の割合

2012年度 40.3% ⇒ 2018年度 60%

	2008	2009	2010	2011	2012	...	2018(目標)
スポーツ実施率	37.0% ^{※1}	36.8% ^{※1}	38.1% ^{※1}	—	40.3% ^{※1}	...	60% ^{※2}

※1)2012年度は、スポーツ祭東京2013に関する住民意識調査(週2回以上運動している人の割合)より、2010年度以前は町田市市民意識調査(市内・市外に関わらず、運動やスポーツを行う機会を持つことができた人の割合)。

※2)文部科学省では成人のスポーツ実施率(週1回以上)をできる限り早期に50%とすることを目指している。また、東京都では2020年のスポーツ実施率の目標は70%である。

達成目標2. 多くの地域スポーツクラブが活動しています。

■指標：地域スポーツクラブの総クラブ数

2012年度 4クラブ ⇒ 2018年度 11クラブ

※最終的な目標として、中学校区に1つ、20の地域スポーツクラブの設立を目指す。

■指標：地域スポーツクラブの総会員数

2012年度 1,372人 ⇒ 2018年度 0,000人

※町田市における地域スポーツクラブとは、「町田市地域スポーツクラブ支援事業実施要綱」第2に掲げる要件を満たし、東京都広域スポーツセンターが運営する「東京都地域スポーツサポートネット」に登録されている団体をいう。

達成目標3. 多くの市民がホームタウン・チームを応援しています。

■指標：町田市を本拠地とするホームタウン・チームのホームゲームでの年間観戦者数

2012年度 122,828人 ⇒ 2018年度 20万人

(ホームタウンチーム来場者数の推移)

	2008	2009	2010	2011	2012	...	2018(目標)
FC町田ゼルビア	14,300	29,677	59,552	59,757	76,169	...	—
ASVペスカドーラ町田	10,767	16,070	12,479	12,197	14,111	...	—
キャノンイーグルス					32,548	...	—
合計	25,067	45,747	72,031	71,954	122,828	...	20万人

※ホームタウンチームとは、「市内を本拠地としてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体のうち特定のスポーツ競技において国内における最高水準の組織に所属し、又は所属することが見込まれるものであって、市長の承認を受けたものをいう。」(町田市スポーツ推進条例第2条より)

第3章 スポーツ推進施策

1. スポーツ推進の考え方

第1章の背景等を踏まえつつ、2つの戦略の柱に基づき、次に示すスポーツ推進の考え方により推進施策を展開する。

（1）具体的な事業の展開

前期計画の実績や課題を踏まえ、本計画では、計画期間内に実現可能な具体的な事業をイメージしたメリハリのある推進施策を展開する。

（2）ライフステージ別スポーツの推進

地域におけるスポーツの活性化に向け、乳幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期ならびに障がいを持つ人というライフステージ別の市民スポーツの推進施策を展開する。

（3）役割分担の明確化

スポーツ振興部署のみならず、町田市役所内外の推進主体及び連携先とともに町田市全体でスポーツの推進を図る。

- *スポーツ振興課が、町田市におけるスポーツ情報が集る拠点となる仕組みを構築する。
- *体育協会が、市民スポーツの推進役として、また、行政と協働してスポーツに関する相談の受け手として活躍することを期待している。
- *地域の調整役であるスポーツ推進委員が、地域スポーツクラブの町田市モデルの推進役として活躍することを期待している。

（4）モデル事業の実施

地域スポーツクラブや障がい者スポーツの推進など、そのあり方を検討し、モデル事業により、課題を明らかにしながら普及・推進を図る。

2. 地域におけるスポーツの推進

乳・幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期・障がいを持つ人の5つのライフステージ別にスポーツ推進施策を検討する。具体的な事業としては、地域スポーツクラブの設立支援、地域学校開放推進事業の推進、ニュースポーツの推進等に取り組む。

（1）子どものスポーツ推進

- ・国の「幼児期運動指針」等に基づいた幼児・学童の身体活動を推進する。
- ・乳・幼児を持つ世帯の親子がスポーツに親しむ機会を提供する。このための指導者の養成・確保を進める。

（2）働き盛り・子育て世代のスポーツ推進

- ・働き盛りの人や子育て世代が利用しやすい施設の利用基準やプログラムが求められており、既設施設の利用拡大とそれに伴う、利用基準の見直しを推進する。
- ・ファミリースポーツや働き盛りの人向けのプログラム開発を推進する。

（3）高齢者や障がい者のスポーツ推進

- ・開放に設定されているニュースポーツの普及や新たなニュースポーツ種目の導入を推進する。

3. ホームタウンチームへの支援と協働

ホームタウンチームへの支援と協働に対して、①交流の活性化、②運営の支援、③ホームタウンチームの情報発信力・広報力強化の推進施策を展開する。具体的な事業としては、市内小中学校との連携促進、シティプロモーションを軸とした発信力の強化、チームと連携した社会貢献活動やイベントへの参加などに取り組む。

4. スポーツ環境の整備

市民スポーツ、トップスポーツの環境づくり及びスポーツのまちづくりの環境づくりを推進する。具体的な事業としては、公園等身近な場所をスポーツ利用するための整備（スポーツ未利用地の活用、トイレ・駐車場等の快適性の向上等）、夜間照明設置等に取り組む。

（1）市民スポーツの環境づくり

- ・地域スポーツクラブのためのクラブハウスのほか、公園や道路といった既存の公共施設地域スポーツの場として整備する。
- ・地域スポーツクラブを普及するための仕組みづくりを推進する。
- ・長寿命化など既存スポーツ施設の計画的な有効活用を図っていく。

（2）トップスポーツの環境づくり

- ・国体開催後の施設の活用やスポーツ施設の規格への対応等を推進する。
- ・競技団体との情報共有化やボランティアスタッフが活躍できる仕組みを構築し競技スポーツの連携強化を図っていく。
- ・障がい者スポーツの活性化に向け、場の提供に留まらず、競技スポーツの大会を中心とした体系的な事業実施する。

（3）スポーツのまちづくり

- ・スポーツを軸とする観光振興策として、スポーツ・ツーリズムを推進する。
- ・第二次野津田公園整備基本計画に盛り込まれた施設整備を着実に進める。
- ・市民マラソン等のブランド化を推進する。
- ・スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を着実に進める。

第4章 具体的な展開

1. 地域におけるスポーツの推進
2. ホームタウンチームへの支援と協働
3. スポーツ環境の整備

第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進と進行管理

本計画は、町田市をはじめとして市民・企業・大学・関係機関などさまざまな主体が協働することにより推進する。

計画に掲げる施策の推進状況については、市長の附属機関である町田市スポーツ推進審議会に毎年度報告するなど、適切な進行管理に努める。

2. 計画推進のための財源確保

本計画の推進にあたっては、真に必要な事業を精査するとともに、財政状況等を考慮しつつ、財源の確保に努める。

3. 町田市スポーツ推進審議会への報告

数値目標として掲げた指標について毎年度の達成状況を確認するほか、スポーツ活動に関する意識・実態ならびに市内外の社会経済状況等の変化について、一定期間経過後に評価を行い、町田市スポーツ推進審議会へ報告を行う。施策や個別の事業の拡充や見直し等の検討材料とする。